

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく各法人事業税（以下「事業税」という。）更正処分及び加算金決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年 12 月 24 日付けで行った、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「26 事業年度」という。）の事業税に係る更正処分及び加算金決定処分、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「27 事業年度」という。）の事業税に係る更正処分及び加算金決定処分、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「28 事業年度」という。）の事業税に係る更正処分及び加算金決定処分、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「29 事業年度」という。）の事業税に係る更正処分及び加算金決定処分及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「30 事業年度」といい、26 事業年度から 30 事業年度までを併せて「本件各事業年度」という。）の事業税に係る更正処分及び加算金決定処分（以上の各更正処分を併せて「本件各更正処分」、各加算金決定処分を併せて「本件各加算金決定処分」といい、両者を併せて「本件各処分」という。本件各処分の内容は別紙 1「処分目録」に記載のとおり。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法又は不当を主張している。

事務所による法人事業税の税務調査を受けた際、①報酬給与額に退職一時金が含まれていないこと、②純支払賃借料に保管料が含まれていないことの2点の指摘を受けた。①については請求人のミスとして了解し、更正・決定に応じる。一方で、②については、本件業務委託が、管理業務と保管業務が一括して商品保管料となっている契約であり、本件請求書の中で管理業務と保管業務が一括して商品保管料となっていることを理由として、両者の全てが純支払賃借料の課税対象と認定された。その結果、近隣の賃借料の相場と比較して単位面積当たり3倍から4倍に相当する賃料となるため、この点について本件各処分には納得しがたい。

請求人としては、純支払賃借料（保管料）を課税対象とすることは納得しているので、平成31年度からの課税対象としていただきたい。また、受託事業者からは、保管部分の面積は219坪くらいとの回答も得ており、周辺の倉庫敷地の坪単価が4,000円前後であることから、請求人としては $219 \text{坪} \times 4,000 \text{円} = 876,000 \text{円}$ で課税していただきたい。

なお、今回のような事業税の独自の税目への課税については、事務所が税務調査の際に行政指導から行うべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 0 月 5 日	諮問
令和 2 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 5 0 回第 2 部会）
令和 3 年 1 月 2 2 日	審議（第 5 1 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 事業税、付加価値割額

ア 法 7 2 条の 2 第 1 項 1 号によれば、法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県において、その法人に課する。なお、都知事の事業税の賦課徴収に関する権限は、東京都都税条例 4 条の 3 第 1 項により納税地を所管する都税事務所に委任されている。

イ 法 7 2 条の 2 第 1 項 1 号イ及び 2 項によれば、各事業年度終了の日における資本金の額が 1 億円を超える法人の事業税については、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課する。

ウ 法 7 2 条の 1 4 によれば、付加価値割の課税標準となる付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額と各事業年度の単年度損益との合算額による。

(2) 純支払賃借料、支払賃借料

ア 法 7 2 条の 1 7 第 1 項によれば、純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの）の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

イ 法 7 2 条の 1 7 第 2 項によれば、支払賃借料とは、法人が各

事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価（当該賃借権等に係る役務の提供の対価として政令で定めるものを含む。）をいう。

ウ 法施行令20条の2の10によれば、法72条の17第2項に規定する役務の提供の対価として政令で定めるものは、賃借権等に係る役務の提供であってその対価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められていないものの対価をいう。

エ 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）第3章・第1節・第4・4の4の5によれば、土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価の額と当該土地又は家屋の賃借権等の対価の額とが、契約等において明確かつ合理的に区分されていない場合には、当該役務の提供の対価に相当する額は支払賃借料及び受取賃借料となる。

(3) 荷物の保管料

ア 荷物の保管料については、契約等において1月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合には、土地又は家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料又は受取賃借料となる（取扱通知第3章・第1節・第4・4の4の9・(5)）。

イ 荷物の保管料には、単なる土地又は家屋の使用又は収益の対価のみならず、役務の提供の対価（例えば、出入庫料、温度管理費用、警備料）と考えられるものが含まれている場合があり、こうしたものについても、土地又は家屋の使用又は収益の対価と一体となっている以上、支払賃借料及び受取賃借料となる。

ただし、契約等において、土地又は家屋の使用又は収益の対価と、役務の提供の対価とが明確にかつ合理的に区分されてい

れば、当該役務の提供の対価である部分については、支払賃借料及び受取賃借料とはならない（以上、都道府県税務研究会編『外形標準課税取扱通知逐条解説』（税務研究会出版局、平成17年）123及び124頁参照）。

(4) 事業税の更正

ア 法72条の41の2第1項によれば、道府県知事（法1条2項により都においては都知事であるため、以下「都知事」という。）は、上記(1)・イの法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る付加価値額若しくは資本金等の額又は付加価値割額若しくは資本割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

イ 法72条の46第1項によれば、提出期限までに申告書の提出があった場合で、アの規定による事業税の更正があったときは、都知事は、当該事業税の更正により不足した税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

ウ 法17条の5第1項によれば、更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができず、加算金の決定ができる期間についても同様とする。

(5) なお、取扱通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 以下、本件各処分について検討する。

(1) 本件各更正処分

処分庁が本件各更正処分を行うに当たり調査した内容、その結果として行った本件各更正処分について、次の各事実が認められる。

ア 請求人は、付加価値割額のうち報酬給与額の算定に当たって、退職一時金を申告に含めておらず、処分庁は当該退職一時金が報酬給与額に相当すると判断したこと。なお、請求人は、当該

退職一時金については更正・決定に応じる旨、本件各審査請求において認めていること。

イ 請求人は、付加価値割額のうち純支払賃借料の算定に当たって、書籍及び雑誌の保管料を申告に含めておらず、処分庁は、本件契約書等を確認した結果、本件保管料の合計金額が純支払賃借料に相当すると判断したこと。

ウ 本件契約書に記載された業務内容には、保管に加えて管理業務一式が含まれていること。また、本件覚書には作業単価として、商品保管料、付物資材保管料のほかに、出庫料、入庫手数料、廃棄出庫料等が記載されていること。このうち処分庁が課税対象としたのは、本件契約書等に基づいた本件保管料であり、出庫料、入庫手数料、廃棄出庫料等については課税対象としていないこと。

エ 回答文書（別紙２）によれば、本件保管料に管理料（作業代）が含まれている旨の記載はあるものの、本件契約書等及び回答文書においては、保管料と管理料とについて明確かつ合理的に区分されてはいないこと。

そうすると、処分庁は、付加価値割額のうち純支払賃借料の算定に当たって、本件契約書等から「土地又は家屋の使用又は収益の対価」と「役務の提供の対価」とが明確かつ合理的に区分できる出庫料、入庫手数料、廃棄出庫料等については課税対象とせず、区分できない本件保管料についてのみ課税対象としているものと認められるから、本件各更正処分はいずれも法令等に則って行われたものであって、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件各加算金決定処分

上記(1)のとおり、本件各更正処分に違法又は不当な点は認められず、また、本件各加算金決定処分においては、いずれも本件各事業年度の事業税の更正により不足した税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する各過少申告加算金を別紙1

のとおり徴収しており、違算もないことから、本件各処分は、いずれも法令の規定に則って行われたものであって、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件契約書等において、本件保管料が管理料と保管料とに分離されていないからというだけで、全てが純支払賃借料の課税対象と認定されるべきではなく、また、近隣の倉庫の賃借料の相場と比較しても3倍から4倍に相当する賃借料となる旨主張し、本件各処分の違法又は不当を主張している。

しかし、上記2・(1)のとおり、本件契約書等及び回答文書において両者が明確かつ合理的に区分できていない以上、本件保管料を純支払賃借料の課税対象として認定することに違法又は不当な点はない。

また、請求人は、平成31年度から課税対象としてほしい旨主張するが、本件各処分は26事業年度から30事業年度までを対象として処分を行ったものである以上、平成31年度から課税対象とすべきとする主張を取り上げることはできない。

さらに、請求人は、今回のような事業税の独自の税目への課税については、事務所が税務調査の際に行政指導から行うべきである旨主張する。しかし、本件各処分は、いずれも付加価値額及び付加価値割額が請求人の本件各申告と処分庁の調査とで異なったことにより、処分庁が法令等に則り更正を行った処分であるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

以上のとおり、請求人の主張をもって、本件各処分を違法又は不当とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)